

がん性疼痛緩和指導管理料について

当センターは、がん性疼痛緩和指導管理料を算定しております。

がん性疼痛緩和指導管理料は、がん性疼痛の症状緩和を目的として、計画的な治療管理や療養上必要な指導を行った場合に算定できる診療報酬です。

また、対象の患者さまは症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さまです。

- ▶ 緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係る研修を受けたものに限る）が、WHO 方式のがん性疼痛治療法に従って、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月 1 回に限り算定する。
- ▶ 当該薬剤を処方した日に算定する。
- ▶ がん性疼痛緩和指導管理料を算定する場合は、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療経過及び指導内容の要点を診療録に記載する。
- ▶ 当該患者が 15 歳未満の小児である場合には、小児加算の所定の点数を加算する。